

議案第22号

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月21日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市ガス事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(大網白里市ガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大網白里市ガス事業の設置等に関する条例(昭和49年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の」を「次の各号の」に改める。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(大網白里市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 大網白里市監査委員に関する条例(昭和53年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき」を「により」に改める。

第5条中「、法第235条の2第2項及び第243条の2第3項」を「、第235条の2第2項若しくは第243条の2の2第3項」に改める。

(大網白里市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大網白里市病院事業の設置等に関する条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。